

協議会委員からの質問等（「人権施策推進計画(H30年度事業実施状況)」）

資料4

No.	頁	(事業名及び)質問等	回答
全体			
1		組織名や事業名に「同和」という単語を多用しており、事業の取組に混乱や誤解を招いています。「人権対策課」「人権教育課」「就学前人権教育講座」等、明確かつ公平性を保った名称にすべきです。	<p>県の組織、事業の名称は、取り組む方向性あるいは事務事業の内容を分かりやすく表すものとする必要があります。そういう意味において、同和対策に関しては、解決すべき課題が今なお残っておりますから、引き続き教育や啓発活動などに取り組んでいきたいと考えており、現在の名称としているところです。</p> <p>例えば、鳥根県の人権施策は、それぞれの人権課題（女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など）に応じて主担当となる部局を決めたうえで県の組織全体で推進しています。人権同和対策課は、部局間の分担と連携の在り方を含めた総合調整と個別の人権課題としての同和問題を所管しており、課の名称はそのことをわかりやすく表現したものです。</p> <p>なお、事業名については、今後、事業内容を精査し必要に応じて名称の変更を検討することとしています。 【人権同和対策課】</p>
2		組織のマネジメントをする上で、可能な限り数値やグラフを用いて状況を見える化することが肝要です。将来的にはKPIを設定するとして、まず現状の各組織の小項目単位の予算配分、人員コストを明示してください。	<p>人権施策については、鳥根総合発展計画において「人権の尊重と相互理解の推進」という政策として位置付け、「成果参考指標」と「目標値」を設定し全庁的に取り組んでいます。予算と人員コストについては、ひとつの事務事業の中の一部として人権施策に取り組んでいる事業や予算措置のない事業、あるいは、複数の大項目、中項目、小項目に係る事業があることから、小項目単位の予算と人員コストを明示することはできません。なお、人権施策に係る事業費としては、総額16億円程度（職員人件費を除く）と推計しています。 【人権同和対策課】</p>
3		周知・啓発・支援などの手段として、Web/SNS、及びコンテンツの利用が少ないです。無関心層にまで広く伝えるために、費用対効果の高いデジタルツールの活用を推奨します。	<p>周知、啓発のツールとして、SNS等の活用は重要だと考えています。広報部では国内外に向けたしまねの魅力やしまねらしさの情報発信を効果的に実施するためSNS等の活用を推進していくこととしています。人権施策においても活用に努めます。 【人権同和対策課】</p>
4		<p>人権施策は総合発展計画 基本目標III「心豊かなしまね」3.人権の尊重と相互理解の推進に位置づけられ、その目指す方向性として「学校・家庭・職場・地域などにおいて個性と能力を十分に発揮できるよう、人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指す」と記されています。</p> <p>そこでお聞きします。<u>個性と能力を十分に発揮できる社会づくり</u>に向けて、人権施策において具体的にどのように取り組まれているのでしょうか。</p> <p>【質問の理由】</p> <p>実施計画を拝見しますと、人権教育・啓発の面ではかなりの取り組みがされています。「個性と能力を十分に発揮できるための社会づくり」の面では、各人課題に対する取り組み(高齢者の就労対策、障がい者の雇用促進、外国人への多文化理解等)において実施されていると思いますが、具体的な社会づくりとしての取り組み内容が見えにくい状況でした。</p> <p>地域社会の一員として、個性・能力を発揮できるための地域づくり(地域社会で支える体制)等が目指す方向性と考えますのでお聞きしたいと思います。</p>	<p>「個性と能力を十分に発揮できる社会づくり」のためには、県民が一人一人の個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う「共生の心」の醸成に取り組むことが必要です。また、併せて、個別の人権課題に関し、社会参加、社会参画等の障害となっている事項の解消に取り組む必要があります。具体的な施策としては、前者については、人権教育、人権啓発を通して、人権感覚、人権意識の向上に取り組めます。後者については、個別の人権課題ごとに、ご指摘の高齢者の就労対策、障がいのある方の就労支援などに取り組むこととしています。 【人権同和対策課】</p>
5	29～37	<p>II-2「子ども」において、事業実施機関に健康推進課があっても良いのではと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>小項目④⑤については、妊娠期からの切れ目のない支援が児童虐待防止を図るとともに、安心安全な子育てを支援するという「子育て包括支援」に向けて、母子保健事業を展開していると思います。</p>	<p>鳥根県では「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」、「妊娠期からの児童虐待防止対策」を重点課題に挙げ取り組みを進めています。実施機関に健康推進課を加え、人権施策事業を実施することを検討します。 【人権同和対策課】</p>

No.	頁	(事業名及び)質問等	回答
6		H28年に実施された県民意識調査の結果、人権が尊重される社会になっていると感じている人が増えている一方で、人権意識が低くなっている傾向がみられたり、研修会に参加したことが全くない割合が23年度結果から変化していないことなどが気になった。その後、県としてどのような方策をとられたのか参考としてお聞きしたい。	今の島根を「人権が尊重される社会となっている」と「思わない人」及び「どちらかというと思わない人」が約1/3、また、過去3年くらいの間に研修に参加したことがない人が依然約2/3を占める状況を改善するため、研修会等に県民が参加する機会を確保し、県民の人権意識を向上させる方策として、「しまね人権尊重のまちづくり推進事業」（資料 参照）を10月から開始したところです。 【人権同和対策課】
I-1-③			
7	3~4	人権・同和教育研究指定校事業 平成30年度は6校指定されていますが、研究指定校の指定年限・指定基準の決まりはあるのでしょうか。また、これまでの指定で県内の小・中・高の何割程度カバーされたのでしょうか。	・小学校、中学校、高校・特別支援学校とも指定年限は2年です。 ・小学校、中学校については5教育事務所ごと、高校・特別支援学校については出雲（3ブロック）、石見・隠岐（4ブロック）ごとに選定し、地域や市町村で偏りが無いよう配慮しています。 ・指定校の割合は次の通りです（平成以降） 小学校（公立、義務教育学校含む）・・・36校/199校（約18%） 中学校（公立、義務教育学校含む）・・・36校/93校（約39%） 高校・特別支援学校（県立、市立）・・・38校/48校（約79%） 【人権同和教育課】
8		人権・同和教育「PTA活動」育成事業 平成30年度は6校指定されていますが、PTA育成事業における指定年限・指定基準の決まりはあるのでしょうか。また、指定における地域の偏り等はないのでしょうか。	・指定年限は2年です。人権・同和教育研究指定校と併せて指定していますので、地域や市町村で偏りが無いよう配慮しています。 【人権同和教育課】
I-2-①			
9		学習相談、学習情報の提供事業 実施成果に「相談内容がより広がった」と記載されていますが、広がり相談内容についてお聞かせください。	各市町村が社会教育に関わる学習機会や研修を企画する際に、講師や他市町村での研修例、グループワークの相談、研修グッズや機器・書籍の貸出などを行っています。 【社会教育課】
10	6	「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発 「親学プログラム2」の内容が、中高生から重要なファクターとなる「キャリア」について触れる内容が薄いです。出口戦略(子どもの自立)まで向き合う内容に配分を変える必要があります。	「親学プログラム」は、親同士の学び合いにより、「親としての役割」や「子どもとのかわり方」について気づきを促す学習プログラムです。一方「親学プログラム2」は「いじめや児童虐待」に対応したプログラムです。この二つのプログラムは、それぞれの視点から親の役割・機能を支援するとともに、親自身の人間的な成長を支援するために開発されたプログラムです。 御指摘の「キャリア」にかかる部分の意見については、今後、新たなプログラムの開発等を行う場合の参考とさせていただきます。 【社会教育課】
II-2-②			
11	30~	実態調査の実施 不登校児童への実態調査を実施されたと記述されているが、その調査方法・調査内容についてお聞かせください。	県内の公立小・中・義務教育学校に対し、学期ごとに年間3回の報告を求めています。内容は、不登校児童生徒・不登校傾向児童生徒の学年別の人数や、校内での支援状況及び相談機関等に繋がっている状況などです。 【教育指導課】
12	31	子どもと親の相談員配置事業 “「子どもと親の相談員」に児童の身近な相談者として有効な者を任用”とありますが、具体的にはどのような方(例えば何らかの有資格者、相談経験者など)を任用されているのでしょうか。	子どもと親の相談員配置事業は、市町村への委託事業です。特別な資格等は求めませんが、地域の人材（教職経験者など）の中から事業の趣旨を理解し積極的に取り組む意欲のある人を市町村が任用しています。 【教育指導課】
II-4-①			
13	41	障がい理由とする差別解消事業 「あいサポート運動」における「あいサポーター」の具体的な活動についてお聞かせください。	日常生活のなかで障がいのある方が困っているときに、ちょっとした手助けを行う人を「あいサポーター」としています。あいサポートバッジを身に付け、気軽に声をかけやすい環境をつくり、障がいのある方が困っているような場面を見かけたら、「何かお困りですか」と一言声をかけ、自分でできるサポートをします。（別紙参照） 【障がい福祉課】

No.	頁	(事業名及び)質問等	回答
II-4-③			
14	43	特別支援教育就学奨励事業 支給額・支給期間・兄弟とも特別支援教育の場合の支給額はどれぐらいでしょうか。	特別支援教育就学奨励費は特別支援学校の就学中に掛かった就学のための費用を負担するものですが、世帯の収入額・需要額から算定する支弁区分（Ⅰ～Ⅲ）や学部種別によって支給対象費目及び支給割合が異なるため、それぞれ支給額は異なります。なお、障がいのある兄弟が共に就学している場合、それぞれに掛かった経費が支給対象となります。 【特別支援教育課】
II-5-⑤			
15	46～52	全体 「同和問題」に直接関係ない事業が多く取り組まれている理由は何でしょうか。人権に関する事業ではなく一般の事業として商工労働部や農林水産部で行うべき取り組みのように伺えるので、他の取り組みに予算・人員を付け替えた方が良いと思います。	同和対策事業については、同和問題の解決を目指すため、昭和44年に制定された同和対策事業特別措置法に基づき、差別解消のために教育、啓発のほか、生活環境の改善、産業の振興など多岐にわたる事業に取り組んできました。この特別措置法は平成14年3月で失効し、以後、地域の実情に応じて、一般対策の中で事業を実施することとなりました。ご指摘の事業については、一般対策事業であり、全ての県民を対象とした事業です。しかし、従前の同和対策事業の中にも同様の事業があったことから活用可能な事業として掲載しています。 【人権同和対策課】
II-6-①			
16	53～54	差別解消に向けた教育・啓発 近年、特定の外国人に向けたヘイトスピーチがSNS上で拡散されることが多い。匿名で投稿できるSNSは、そのような罵詈雑言を容易に流布させる危険性がある。普段、行われている教育・啓発活動の中で、こうしたSNSの使用法や危険性に関して、なにか注意喚起を行っていますか。	【No.18】 にて、回答します。
II-6-③～④			
17	54	外国人労働者に関する情報連絡会議 入管法の改正により、今後、県内の外国人労働者が増加することも予測される。一方で、劣悪な労働環境や差別の中で、過酷な状況に置かれる外国人労働者も少なくない。そうした彼らの意見や声をすくい上げる制度は整備されていますか。	技能実習法や改正出入国管理及び難民認定法において、外国人労働者に対する人権侵害行為の禁止や罰則、外国人が理解できる言語での相談体制を盛り込んだ支援計画の作成義務、差別的な取扱いを禁止した雇用契約基準などの人権擁護に関する規定が設けられています。 【雇用政策課】 また、県では、外国人住民の雇用を含めた様々な生活相談にあたる「しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター」をしまね国際センターに設置しており、個別相談内容に応じて、労働基準監督署や法テラスなど専門機関とも連携を取りながら相談対応にあたっています。 【文化国際課】
II-10			
18	61	全体 多くの方が当事者である状況にも拘わらず、取り組み内容が非常に薄いです。今後、具体的に何に取り組むのか教えてください。課題設定の定義付けが誤っている懸念があります。(例えば、無自覚に加害者にならないためのリテラシー教育・啓発、など)	インターネットによる人権侵害は今日的な大きな課題だと考えています。現在、定期的なモニタリングによるプロバイダ等に対する削除依頼などを実施しています。併せて、行政職員等を対象とした啓発のための研修や講演会等を実施しています。 【人権同和対策課】 SNSへの接し方をはじめとした情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度）を身に付けさせる指導については、技術家庭科の授業で情報処理について学ぶ時や、調べ学習を取り入れた授業の時など各教科の中でも行っているほか、外部講師による講演会を行うなど教育活動全体の中で行っています。 教育委員会では毎年、情報モラル教育が一層推進されるよう、啓発資料を各学校へ配布しています。 【教育指導課】
II-12-⑤			
19	62	生活保護の活用 現在県内にホームレス状態の方がどの程度おられるのでしょうか。	厚生労働省では、毎年1月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第2条に基づき「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」を実施しています。 島根県内では19市町村の職員が巡回での目視調査を実施していますが、平成24年以降、該当者は認められていません。 【地域福祉課】

しまね人権尊重のまちづくり推進事業について

1 事業の目的

すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、「しまね人権プラットフォーム」を設け、会員の人権尊重の取組を県が支援すること等によって、県民の人権意識の向上を図り、地域社会における偏見や差別を解消することを目的とする。

2 事業実施の必要性

人権問題県民意識調査の結果を踏まえ、研修会等への県民の参加の機会を確保し、県民の人権意識を向上させる施策を推進する必要がある。

◀ 人権問題県民意識調査結果 ▶

- 今の島根を「人権が尊重される社会となっている」と思わない人が約1/3。
（「人権が尊重される社会となっている」と思うかとの問への回答は、「そう思う」が11.0%、「どちらかといえばそう思う」が54.0%、「どちらかといえばそうは思わない」が25.6%、「そうは思わない」が6.1%であり、無回答が3.2%であった。このうち、「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」の割合を合算した値31.7%をもって「約1/3」とした。）
- 研修会等への参加頻度が高いと人権意識が高くなる傾向が認められる。
- 人権研修等の参加率が低い（過去3年間研修に不参加 約2/3 (66.4%)）

3 しまね人権プラットフォームについて

「しまね人権プラットフォーム」とは、人権尊重の取組を行う意欲を有する企業・団体等が会員となって、人権研修等について、行政や人権啓発に取り組む民間団体などから情報や支援を得たり、会員間で情報交換等を行う場（プラットフォーム）をいう（別添説明図参照）。

4 事業開始日

令和元年10月1日

～ しまね人権尊重のまちづくり推進事業 ～

しまね人権プラットフォーム

1. 会員

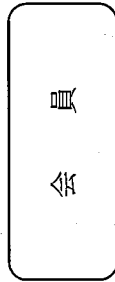
- ① 企業・団体 ② 地域組織

2. 会員の義務

- ① 人権研修等の実施
- ② 外部の人権研修等への参加の推奨
- ③ その他人権尊重の取組（人権啓発ポスター掲示、人権相談窓口設置 等）
- ④ 取組実績を県へ報告（年1回） 等

3. プラットフォームの主な役割

◀ 情報共有の基盤 ▶



< 情報交換 >

- ・ノウハウ
- ・研修共同実施 等

◀ 情報発信 ▶

- ・研修、講演会等の開催情報
- ・会員の取組事例等を県HP等で発信 等

4. 事業実施のメリット

- ① 企業・団体のイメージ、社会的信用が向上
- ② ハラスメントの解消等による職場環境の改善
- ③ 県民の人権意識の向上、地域共生社会の実現

< 支援 >

- ・啓発指導講師派遣
- ・会員の取組状況紹介（県HP等）
- ・会員情報交換機会提供 等

県

市町村

公民館

県民等

< 情報発信 >

- ・研修等への参加呼びかけ
- ・取組状況 等

< 情報提供 >

- ・人権関連情報等

< 協働 >

- ・研修、イベントの参加、企画参画等

あいサポート運動

～障がいを知り、共に生きる～

島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島根県庁第252号



SUPPORTER

あなたにできる

“ちょっとした手助け”があります

まず、障がいを知ることから始めましょう

「あいサポーター」とは？

日常生活のなかで障がいのある方が困っているときに、ちょっとした手助けを行う人です。意欲のある人なら誰でもなることができます。

「あいサポーター」になるには？

● あいサポーター研修を受ける

様々な障がいの特性や、必要な配慮を学ぶ研修です。職場やPTAの研修として、学校行事で、地域の会合の中で、サークルの仲間たちと・・・「あいサポーター研修」を実施しましょう。

島根県社会福祉協議会または、最寄りの市町村社会福祉協議会にお申込みください。無料で研修講師（メッセンジャー）を派遣します。

● 個人で申し込む

島根県障がい福祉課までお申し込みください。あいサポート運動についてわかりやすくまとめた冊子をお送りします。

「あいサポーター研修」 の感想

職場窓口での
対応のため企画
しました。
障がい者への理解の
第一歩として有意義な
研修でした。

これからは
気軽に声を
かける勇気が
わいてきました。

見た目では
わかりにくい
障がいもあり、
知識があるとなら
では対応が変わって
くると思いました。



お問い合わせ

島根県健康福祉部障がい福祉課

電話：0852-22-6685

FAX：0852-22-6687

メール syougai@pref.shimane.lg.jp <http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaisha/>

障害者差別解消法

この法律では、国の行政機関や地方公共団体等並びに民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止することなどが定められています。

「障がいを理由とする差別」とは？

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為（不当な差別的取扱い）をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意見の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮（例えば、筆談や読み上げなど）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

ポイント：「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者（※） ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法の詳細は、内閣府のホームページ等をご覧ください



「あいサポーター研修」を受けて、多様な障がいの特性や必要な配慮を知ることから始めましょう！

あいサポート企業・団体を募集しています！

「あいサポート企業・団体」とは？

職員を対象としたあいサポーター研修を行うとともに、あいサポート運動を広めるための取組を行っていただける企業・団体からの申請により、県が認定しています。

取組の例

職員を対象としたあいサポートバッジの着用推奨
自社広報物、自社ホームページ等での「あいサポート運動」の掲載 など

申請書は、島根県障がい福祉課のホームページからダウンロードできます。